特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第38号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成26年11月17日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成26年12月４日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治

１、承認番号　第Ｄ1420号
２、名称　株式会社デジアイズ
３、住所　岩手県奥州市前沢区字高畑31番地
４、特定計量器の種類　非自動はかり

１、承認番号　第Ｑ1418号
２、名称　株式会社イマムラ
３、住所　東京都文京区本郷３―24―８
４、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成26年12月４日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑴の表中、

「

13	常磐自動車道	東京外環自動車道	川口市（川口ジャンクション）から三郷市（三郷インターチェンジ）まで
		常磐自動車道	三郷市（三郷インターチェンジ）から福島県双葉郡富岡町（常磐富岡インターチェンジ）まで
			福島県双葉郡浪江町（浪江インターチェンジ）から福島県相馬郡新地町（新地インターチェンジ）まで
			宮城県亘理郡山元町（山元インターチェンジ）から宮城県亘理郡亘理町（亘理インターチェンジ）まで

」を

「

13	常磐自動車道	東京外環自動車道	川口市（川口ジャンクション）から三郷市（三郷インターチェンジ）まで
		常磐自動車道	三郷市（三郷インターチェンジ）から福島県双葉郡富岡町（常磐富岡インターチェンジ）まで
			福島県双葉郡浪江町（浪江インターチェンジ）から宮城県亘理郡亘理町（亘理インターチェンジ）まで

」に改める。

１．⑶⑮ニ⑵(ハ)を次のとおり改める。

(ハ)　実施する期間

平成26年９月26日から平成27年３月30日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日並びに平成26年10月14日、平成26年11月４日、平成26年11月25日、平成26年12月23日、平成26年12月24日、平成27年１月13日、平成27年２月10日、平成27年２月11日及び平成27年２月12日。

１．⑶⑮ニ⑵(c)のうち、「常磐自動車道のいわき勿来インターチェンジから常磐富岡インターチェンジまで、浪江インターチェンジから新地インターチェンジまで及び山元インターチェンジから亘理インターチェンジまでの区間」を「常磐自動車道のいわき勿来インターチェンジから常磐富岡インターチェンジまで及び浪江インターチェンジから亘理インターチェンジまでの区間」に改める。

別表３のうち、

「常磐自動車道（三郷・常磐富岡間、浪江・新地間、山元・亘理間）

				新地
			相馬	8.5
		南相馬	14.4	22.9
浪江		18.4	32.8	41.3

		亘理
山元		11.5

」を

「常磐自動車道（三郷・常磐富岡間、浪江・亘理間）

						亘理
					山元	11.5
				新地	14.8	26.3
			相馬	8.5	23.3	34.8
		南相馬鹿島スマート	7.9	16.4	31.2	42.7
	南相馬	6.5	14.4	22.9	37.7	49.2
浪江	18.4	24.9	32.8	41.3	56.1	67.6

」に改める。

高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成26年12月４日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事完了の日
常磐自動車道	宮城県亘理郡亘理町（鳥の海ＰＡ）	新設工事	平成26年12月５日